

「後期高齢支援システム標準化検討会ベンダ分科会」

第6回議事概要

日 時：令和5年11月29日(水) 15:00～17:00

場 所：オンライン会議(Zoom)

出席者(敬称略)：

(座長)後藤 省二 株式会社地域情報化研究所 代表取締役社長

(構成員)

石川 博将	株式会社RKKCS 企画開発本部 チーフ
土屋 和美	株式会社TKC ユーザ・インターフェイス第二設計部 サブチーフ
村上 朋博	株式会社日立システムズ 公共情報サービス第一事業部 公共パッケージ開発第二本部 パッケージ開発第六部 課長
末武 純	Gcomホールディングス株式会社 第1製品開発部住記1課 課長
玉置 直人	日本電気株式会社 住民情報システム開発統括部 プロジェクトマネージャー
田中 卓	富士通Japan株式会社 ソリューション開発本部 社会保障・フロントソリューション事業部 マネージャー

(オブザーバー)

吉本 明平 一般財団法人全国地域情報化推進協会企画部 担当部長

## 【議事次第】

1. 出席者確認、今後の会議予定について
2. 標準仕様書 1.2 版に向けた各種課題の対応について
3. 標準仕様書 1.2 版（案）について
4. 今後の依頼事項について

## 【意見交換(概要)】

### (標準仕様書 1.2 版に向けた各種課題の対応について)

- (3.1. 横並び調整方針の見直しに伴う対応、3.2. データ要件・連携要件との整合性確認)  
事務局において検討した論点の通りで問題ない。必要のない連携 IF については、連携しないようにしていただきたいので、異論はない。  
⇒事務局において検討した論点の通りで問題ない。
- (3.2. データ要件・連携要件との整合性確認)  
資料 15 ページの扶養情報については、現ユーザに扶養情報が欲しいと要望されるケースがあるので、必須ではないが可能であれば残していただきたい。年少者の所得の申告がない人を非課税扱いにする際に、扶養者であれば非課税と判断する等に活用している。  
⇒扶養情報を取り込む機能を規定した場合、取り込んだ情報をどのように使うのかを規定しなければならないと考える。情報を取り込んだ後、広域標準システムへ渡す所得課税情報を、年少者についてはその扶養情報を参照して、未申告の場合は被扶養者なら非課税にする、といった要件を入れる必要があると考えるが、そのような要件を想定されているか。  
⇒そのような要件が必要になると考える。  
⇒年少者は、所得がないことから未申告なので非課税と判断されていると思うが、扶養があるかどうかも勘案しているということと理解した。市町村 WT において、自治体の意見も聞いた上で、対応方針を判断させていただく。要件追加する場合はオプション機能とする想定であるが、要件追加について問題ないか。  
⇒オプション機能として追加することは問題ない。  
⇒年少者の所得の扱いと非課税の判断については、自治体の判断が入っている部分でもあり、具体的にどのような事務処理をされているか自治体にも確認していただきたい。  
⇒承知した。
- (3.1. 横並び調整方針の見直しに伴う対応)  
文字要件の適合基準日について、事務局においては現在示されている文字要件の仕様では、システム開発ができないと考えたことから規定しないことしたが、実装可否に

ついてどのように考えているのか。

⇒現時点の規定では実装できないので、適合基準日は入れてほしくない。

⇒文字要件については本来法務省の管轄であるが、ルール決めが行われていない中、住記にて対応する状況となっており、事務局案の通り、引き続きデジタル庁と協議を進めていくことで良いと考える。

⇒市町村WTにはデジタル庁も参加いただくため、見解を聞くこととする。

○ (3.3 統合収滞納対応)

課題1について、資料18ページに示されたパターンの通り、統合収収納のみ導入というパターンはないものと考えているので、事務局案の通り導入パターンはパターン2、3のみとするのがよい。その他についても事務局案の通りでよい。

⇒パターン1をサポートしていることから事務局案の通りでは問題があるというベンダの方はいないか。問題なしということではよいか。

⇒(挙手にて全社賛同いただいた。)

課題2について「資料2\_別紙1」のようにまとめ、各運用パターンでどのようなインタフェースを必要とするかについて一定の考え方を規定したほうが良いと考えているが、細かく規定しないほうがよい等といった意見はあるか。

⇒すべてがオプション機能として示されているため、ある程度詳細を示していただいた方が調整しやすいと考える。どのパターンのときにどのインタフェースを使うのかについては、ベンダ内でも整理中のため示していただいたほうがよい。「資料2\_別紙1」で示されている通りのレベルでよいと考える。また、「資料2\_別紙1」の「連携要否：△」の箇所は、機能として追加不要なら連携IFはなくしたほうがよいと、そのようにデジタル庁へ意見出しいただきたい。

⇒承知した。その他の参加ベンダの皆様は、課題2の対応について事務局案の通りで問題ないか。

⇒(挙手にて全社賛同いただいた。)

⇒本資料の内容で市町村WTに諮り、市町村側で必要という意見があった場合には、意見照会で図ることになる。

⇒「資料2\_別紙1」の「連携要否：－」の不要と判断した機能があるが、今回の統合収滞納については、後期だけでなく介護含めた他の業務も同様に対応が必要になってくると考える。そのため、不要なインタフェースであり、連携対象としないという判断については、他業務への影響を踏まえたほうがよいと考える。

⇒国保とは一定の考えを合わせておきたいと考えているが、国保の場合は国保税の要件があることから、例えば承継納税義務者は基本的に取り込まなければならない等、「料」とは相違する個所があるため、制度の差による対応の差異が生じる部分はあると考えている。また、介護については厚労省経由で調整を検討するが、後期

において先行して作成した整理内容と同じものを、他業務に求めることができるのかは厚労省と相談する。後期としては働きかけを行うが、各業務で並行して作業が行われていることもあり、必ずしも同一のタイミングで同じような整理ができるとは限らない可能性があることについてはご理解いただきたい。

○ (4.2 マイナンバーカードと保険証の一体化の要件反映)

被保険者証一体化について、広域連合ごとに資格確認証のレイアウトを作成する見込みとなるか。

⇒資格確認証については、省令様式になるため原則、省令で規定されている出力項目に従うことになるが、現状の被保険者証を例にとると出力項目は変わらなくてもハガキ型のような専用紙様式とカード型の様式があり、印刷や封入封緘等の都合上、大半のカスタマイズが印字位置や固定文言の付与等はカスタマイズとして実施しているのが実体となる。

そのため、資格確認証についても、ノンカスタマイズとはならず広域連合毎に印字位置等の変更等カスタマイズが発生することは想定される。

⇒団体毎に差異が生じる標準化で帳票のカスタマイズが行えない市区町村のシステムでは対応が困難となるため、機能実装は求めないようにしてほしい。

⇒原則の考え方では標準仕様書で規定する場合、広域標準システムで規定している標準様式に従うということになるが、広域連合と様式が異なるものを発行するわけにはいかず、かつ資格確認書は従来の証よりも記載事項が増えていることからレイアウトの変更等についてもかなり困難が伴うことが想定されるため、制度上、再発行機能を市区町村のシステムで必須とする要件がないのであれば、規定しないでほしい、ということで理解した。

○ (5.1 障害者自立支援システムへの連携機能追加)

実装必須機能とオプション機能の考え方には、現状各業務にて揺らぎがあり、自治体からみると、現状使用している機能が全て実装しないと困る＝「実装必須」としたいと考えられる傾向があり、各業務での判断に揺らぎがでている。全団体が必要な機能は実装必須、そうでない機能はオプション機能、という事務局が示した考えの通りであると思うが、障害者自立支援の要件については、まさしくその揺らぎが出た要件部分であるため、その揺らぎへの対応を上記の原理原則に基づき、対応を検討するためにはどのようにすればいいかという論点であると理解した。

⇒事務局案で基本的に問題ないものとする。事務局案のとおり選択肢として挙げるという考え方もあるし、広域標準システムの作成するデータは、は市区町村に連携するものになるので、そのまま広域標準システムのファイルを渡す、ということでもよいと考える。

**(標準仕様書 1.2 版 (案) について)**

- (資料 3~5 の修正箇所について)

修正内容について、問題ないか。

⇒ (挙手にて全社賛同いただいた。)

⇒業務フローの取り扱いについて、業務によって差異があるのは、事務局より説明があった通りで、制度の新旧、制度の細かさ、自治体の業務のバリエーションの有無等によって、業務フロー1本で標準化できるものとそうでないところがあるのかと考える。現状としては、参考資料にせざるを得ないのであろうし、精緻化すると、政令市を別にする必要があるので現実的に難しいと思うため、自治体にも確認しながら進めていく。

**(今後の依頼事項について)**

- 事前に送付した標準仕様書についてご意見があれば、12/11 (月) までに事務局へ提出いただきたい。